

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成15年 1月23日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時40分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	高階委員長、前田副委員長、中村・斉藤(裕)・中島・佐藤(次)・吹田・松田・佐藤(幸) 各委員		
説 明 員	助役、市民・環境両部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に中村委員、中島委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許可します。

「平成15年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会への提出予定議案及び事務執行状況について」。

(環境)管理課長

それでは、平成15年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会への提出予定議案及び事務執行状況につきまして、説明、報告いたします。

広域連合の平成15年第1回定例会は2月7日に開催が予定されており、この定例会へは平成15年度一般会計予算案、広域計画案、給与条例及び給与控除条例の改正条例案2本を提案するとともに、専決処分1件の報告を行うこととなっております。

これらの提出予定議案等のうち、初めに、平成15年度一般会計予算案についてであります。先に資料1の2ページの広域連合の歳出予算の概要について説明させていただきます。

まず、議会費であります。議員報酬及び先進施設調査旅費などの経費を合わせて333万3,000円となっております。

総務費のうち、総務管理費につきましては、事務局職員の給与費や事務管理経費並びに選挙管理委員会、監査委員の関連経費を含め、5,583万1,000円であります。

事業計画等策定費は、平成14年8月の調査委託契約時において債務負担とした生活環境影響調査などの委託料と、平成15年度においての最終発注仕様書策定などに係る委託料並びに社団法人全国都市清掃会議への指導業務委託料の3本を合わせて3,258万円となっております。

次に、衛生費の施設建設事業費であります。建設予定地の現況測定の委託経費並びに桃内地域への振興対策及び環境整備の交付金・補助金を含め、760万円となっております。

このほか、予備費100万円を計上し、歳出予算規模として1億34万4,000円となります。

次に、1ページの平成15年度関係市町村負担金算出調書をご覧くださいと思います。

この調書におきましては、ただいま説明いたしました歳出予算規模につきまして、管理費を9,274万4,000円、施設建設事業費を760万円と計上しております。

これに対応する歳入としまして、構成市町村からの負担金は1億31万8,000円、諸収入などとして2万6,000円が財源として充てられております。

各構成市町村の負担金内訳は、下表の部分に記載のとおり、管理費に対応する部分について、均等割・人口割及び施設建設事業費に対応する部分について計画処理量割で算出されており、小樽市の負担金は7,747万8,000円となっているところでございます。

次に、参考資料1の広域計画案の概要について説明いたします。

広域計画の作成につきましては、地方自治法第291条の7に、「広域連合は、議会の議決を経て広域計画を作成しなければならない。」と規定されており、正式には広域連合議会の議決を経て決定・公表されるものであります。地方自治法同条の規定の中には、「広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。」となっており、これを受けて、策定に向け6市町村がごみの排出抑制や資源化などについて協議を重ね、広域連合議会への提出予定議案としてまとめたものでございます。

その計画案の概要について説明いたします。

計画案の構成としましては、第1章の趣旨から第7章の広域計画の期間及び改定までとなっております。

まず、第1章の趣旨においては、一般廃棄物の中間処理施設の設置等により、北後志地域のごみの適正処理の遂行を目的とすることをうたっております。

第2章は、広域連合及び関係市町村の基本的役割を述べております。

第3章は、北後志の地域概況を述べ、ごみの排出状況等については、6市町村の一般廃棄物の経年変化やごみ質などに触れ、また、ごみ処理については、処理施設の現況や排出抑制の取組内容について述べております。

第4章は、広域ごみ処理における基本方針でありまして、まず、第1節は、以前に資料として提出しております5本の基本コンセプトについて掲げており、第2節では、広域連合として取り扱う処理対象廃棄物を記載しております。

次に、3施設の整備につきましては、ここに掲げていますとおり、ごみ焼却施設は16年度着工、19年度供用開始とし、資源化リサイクル施設や破碎処理施設もごみ焼却施設の整備年次に合わせて行うことを述べております。

また、小樽市以外の5町村に係る資源化リサイクル施設と破碎処理施設についても別途検討するものとしております。

次に、2ページの方でございますが、施設の管理、運営につきましては、記載のとおりでございます。

排出抑制、減量化については、有料化の取組についての必要性がうたわれており、資源化については、資源なるものを幅広くとらえております。

次に、収集・運搬であります。ここに記載のあります6項目につきまして、焼却施設の受入れに係る効率化の推進や、現行の取扱いの変更及び調整などについての必要性が述べられております。

第7節では生活環境影響調査の関係、第8節では公害防止条件等がうたわれており、第9節では焼却方式と機種を選定について、今現在、技術等検討委員会で検討が進められておりますが、以前に資料提示しております直接焼却方式に廃溶融を加えた方式や、ガス化溶融方式などの中から、この委員会が選考するものの提案を受けて、広域連合として最善のものを選定していくことを述べております。

第10節では、ごみ処理施設の規模・機能を設定するに当たっての項目を掲げております。

まず、ごみ処理量につきましては、平成19年度における推定人口や1人1日当たりのごみ排出量としての排出原単位、また、今年度実施したごみ質分析により、一般廃棄物の発生量や資源化処理量を推計し算出してあり、これらを受けて、計画ごみ質についても述べております。

施設ごとの処理規模関係ですが、ごみ焼却施設については、国庫補助要綱で使用開始から7年を超えない範囲で定めることとされており、広域連合としては、平成19年度から平成25年度までの間で施設として要する規模は、1日当たり206トンから193トンとなることから、この範囲で定めていくことを述べております。

資源化リサイクル施設については、平成21年度が最大処理量となり1日当たり33.4トンと推計しています。

また、破碎処理施設は、平成19年度が最大処理量となり1日当たり35トンと推計しているところであります。

ごみ焼却施設から発生する電気については、焼却施設、リサイクル施設、破碎施設への供給をすること、それから、余熱の利用につきましては、町内会と協議をして還元方法を検討していくこととしております。

次に、第5章の地域との共生につきましては、地元町内会との協議の場の設定や施設運営などに関する情報公開、また、地域住民に親しまれる施設整備をしていくことをうたっております。

第6章では、既に整えられておりますが、関係市町村と連携を図るための広域連合会議などの組織体制を述べております。

最後の第7章においては、広域計画の期間を平成14年度から平成18年度の5年間とすることと、見直しについて5年ごとに行うことなどについて述べております。

広域計画案については、以上であります。

次に、資料はお手元にはございませんけれども、条例改正案及び専決処分報告についてであります。給与条例の一部改正及び専決処分報告については、人事院勧告などを受けての給与改定関係であります。

また、給与控除条例の一部改正は、小樽市役所納税貯蓄組合が解散することから、給与控除項目の対象から削除を行うものであります。

広域連合議会への提出予定議案等につきましては、以上でございます。

次に、お手元の参考資料2（広域連合の追加資料その3）の関係でございますが、昨年の第4回定例会におきまず厚生常任委員会以降の広域連合の事務執行状況について、報告いたします。

第4回の技術等検討委員会が昨年の12月17日に開催されております。

この委員会においては、初めに第3回の会議録概要を確認し、本議題として概要発注仕様書が提示されたメーカー側の考え方を確認するとともに、相対評価方法の項目や重み付けなどについて検討されております。

絶対評価項目における「公害防止に係る計画条件」や「安全に処理できる対策」などについては、技術等検討委員会としてはクリアしているとしております。

また、評価項目が確認され、各々の項目ごとに5段階評価とする方法を採用することが決定されております。

総合評価につきましては、技術等検討委員会として選定に至った理由も含め、「総合評価書」を取りまとめ、評点とともに公表することで確認されております。

なお、第5回技術等検討委員会は、1月26日、日曜日に東京で開催される予定でございます。

以上でございます。

委員長

二つ目です。

「市産業廃棄物最終処分場への廃プラスチック類の搬入規制について」。

（環境）廃棄物対策課長

事業所から排出される廃プラスチック類の市産業廃棄物最終処分場への搬入規制について、概要を説明させていただきます。

現在、工場、スーパー、市場などの事業所から、事業活動に伴って生じるビニール類、発泡スチロール、ペットボトルなどの廃プラスチック類については、市の産業廃棄物最終処分場において、現在、受入れ埋立処理をしているところであります。

廃プラスチック類は比重が軽く、なおかつ容積が大きいため、埋立処分場の埋立て容量を圧迫させる要因の一つとなっております。

また、資源を有効利用し、循環型社会を形成する上で、廃プラスチック類のリサイクル推進が課題となっている昨今であります。

市では、事業系ごみの減量化やリサイクル推進の施策として、平成12年7月より、資源物となる紙類、金属類、缶、瓶を、平成14年の4月からは、蛍光管、電球、乾電池について、市の処分場において「搬入規制」をするということを実施しており、ごみ減量の効果が上がっているところであります。

本年4月からは、資源物となる廃プラスチック類についても同様の規制をかけて、ごみ減量化を更に促進するものであります。

平成14年度の廃プラスチック類の埋立量は約5,000トンの見込みであり、当初予想より2,000トンの減量となる見込みであります。

これは既に市内の民間資源化施設にリサイクルが回りまして、リサイクルが進んでいる状況であり、搬入規制をかけることにより、更にごみ減量が図られるものと考えております。

なお、現在、市内に発泡スチロールの圧縮施設が3社、ペットボトルやその他プラの圧縮こん包施設が、設置予定の1社も含めまして2社が稼働しております。

市内から発生する廃プラスチック類については、リサイクル処理が可能であると考えております。

以上が、事業所から排出される廃プラスチック類の市産業廃棄物最終処分場への搬入規制についての概要報告であります。

以上でございます。

委員長

三つ目です。

「小樽市国民健康保険赤岩町協力会における国保料の着服に関する件について」。

市民部長

小樽市国民健康保険、赤岩町協力会の保険部長が、会員から預かった国保料の一部を着服した件について報告をいたします。

お手元に配布いたしました「小樽市国民健康保険協力会の状況」につきましては、後ほど保険年金課長より報告をいたします。

最初に、本件の事実関係でありますけれども、当該協力会の平成14年10月分の国保料として会員からの預り金が金融機関に納入されていないことから、同協力会の保険部長、以下同人と表現をさせていただきますけれども、同人に対し、再三連絡をするに努めたところ、昨年12月9日、私が直接面談をし、着服した事実を認めたものであります。

同人の申立てによりますと、着服額は約200万ということであり、その際、同人から金策について一週間の猶予が欲しいとの申出があり、それを認めることといたしました。

市は、同人から関係書類を回収し、着服額を含めた事実関係の調査を進める一方、顧問弁護士への相談、庁内における協議、保険協力会連合会の三役及び役員との協議を進め、連合会と一体となって同人との接触、一括納入の手だてを探ってまいりましたが、12月22日、同人から一括納入は無理であり、分割による納入方法でしか手だてができない旨の申出がありました。

市は、12月の23日から26日にかけて、着服金額の確認と今後の保険料の納付方法等の調査を進めるため、赤岩町協力会会員の全世帯を臨戸訪問し、その結果、着服額は10月、11月、12月の一部に及んでおり、被害は81所帯、金額が194万6,280円と確定をし、同人もこれを認めたところであります。

その後、12月27日に同人から着服額の一部を市に納入したい旨の連絡があり、40世帯分で11万8,190円の納入を行いました。これによりまして、現在の市への未納額は41所帯の182万8,090円となっております。

また、同人は、協力会の会員、同人を除く95全世帯に対して、同日より、同日というのは12月の27日でありますけれども、ただいま申し上げました一部納入をした領収書の配布、着服に対する謝罪、役職の辞退、そして、今後、市への未納額は分割により納入したい旨の約束をするため、すべての会員に臨戸訪問をしたものであります。

また、会員が希望した今後の保険料の納付方法については、96世帯中、口座振替が63件、自主納付が17件、市による集金の希望12件、国保資格喪失による脱退2件、検討中が2件となっております。

なお、同協力会は、12月27日、設置の取消しを決定したところであります。

また、今月に入りまして、同人より、市に対し、協力会会員より預かった未納に関する保険料については、分割により納入する旨の誓約書が提出をされております。

以上が事件のあらましであります。

次に、本件に対する市の対応、考え方についてであります。国保協力会は、市の管理下にある団体ではなく自主的で任意の団体であること、また、市が協力会の会長や保険部長の人選にかかわっていないこと、委嘱状の交付

や業務委託契約もないことから、被害者救済のため、市としては公金による補てんもかなわず、当面は、同人の誓約書に基づく履行を厳守させることとしたものであります。

赤岩町協会の会員の方々には不利益にならないよう、一つには、所得税・道民税の申告時に着服された国保料を社会保険料控除として適用できるものとする。

二つには、未納となっている保険料に対し、督促、催告は行わないこと。

三つ目には、短期証・資格証の判定について、未納により不利益を受けないように配慮すること。

以上のことについて、赤岩地区の協会の会員全世帯に説明、報告をするため、今月20日から市職員による臨戸訪問を実施して、今週中には終了する予定になっております。

また、協会の運営に当たっては、国、道からの協会のしくみをはじめ、被害額と事件の判明の経緯など、細かな状況報告を求められており、税務署からも奨励金についての調査の申入れがございまして。

最後に、今後の協会の在り方についてであります。協会の連合会と市が一体となりまして、これまで三役会、役員会を数回開催をしており、さらには臨時総会を1月の17日に開催し、現在の70協会の意見をじゅうぶん聞いた上で、結果として、2,200人余の会員に対しまして意向調査をすることを決定いたしております。

市としましては、これらの意見や意向をじゅうぶん踏まえまして、協会の会員に不利益、そしてサービスの低下とならないことを基本に置き、協会の存廃について、現在その検討を進めておるところでございまして。

以上でございます。

委員長

続いて、保険年金課長。

(市民) 保険年金課長

それでは、お手元の資料2、「小樽市国民健康保険協会の状況」につきましてご説明申し上げます。

初めに、協会のしくみについてでございますけれども、協会は、地域や職域単位で組織され、会員のお互いの信頼関係の下に、毎月の国民健康保険料を各単位協会の保険部長に預け渡し、保険部長が預かった保険料を金融機関等に納入することにより、国保の事業運営に協力する組織でございます。

市と協会とは双方の信頼関係に立ち、協会の育成・発展に期待するとともに、国保事業の健全な進展に努めてきたところでございます。

次に、小樽市国保協会の生立ちにつきましてお話をさせていただきます。

昭和23年7月に新国民健康保険法が改正、発足されまして、「市町村公営の原則」が確立されました。

これを受けまして、全国一斉で始められたわけではございませんで、29年7月に国の補助制度等もまだ確立されていなかったことがございまして、小樽市独自の任意加入制による「小樽市市民保険」が発足したところでございまして、このとき、町会などの地域別と業種別の協会が結成されてございます。

2年後の昭和31年7月に環境が整備されたということもございまして、市民保険を発展的に解消しまして、「小樽市国民健康保険」に移行し発足してございます。

31年の8月でございますけれども、地域的、職域的に組織されました「市民保険協会」は「国民健康保険協会」に改められ、「小樽市国民健康保険協会奨励規則」を市によって制定の上、奨励金を交付することとなりました。

次に、協会組織の現状でございますけれども、これは平成14年11月30日現在でございます。

単位協会といたしましては、71協会、加入世帯数は2,271世帯、平均は32世帯ぐらいとなっております。

会長は57人、保険部長は55人、実際には保険部長さんが集金業務を担当してございます。

次のページに行きまして、全体的組織でございますけれども、71の単位協会をもって組織されるものとしたしまして、小樽市国民健康保険協会連合会、それから、保険部長会という二つの組織がございまして、事務局は、い

ずれも保険年金課に置かれてございます。

次に、協力会の13年度の収納実績等でございますけれども、収納額は約4億200万円、全体の1割5分を占めてございました。

それに対しまして奨励金としての報償費でございますけれども、約1,270万円ほどの実績となっております。

次に、他市町村の状況でございますけれども、全道212市町村中、納税貯蓄組合又は協力会という納税組織を擁する市町村は全体の8割ほど、168市町村となっております。

それから、主要10市の状況でありますけれども、協力会という組織は、札幌をはじめ3市となっております。

それから、納税貯蓄組合につきましては、釧路をはじめとしました5市で組織されております。

次に、協力会におきます事務の流れでございますけれども、別紙1、次のページの資料によりましてお話をさせていただきます。

小樽市、金融機関、協力会保険部長、それから、協力会の会員さんということで、その間の流れでございますけれども、丸数字の順に従いまして、お話をさせていただきます。

の納付通知書につきまして保険部長さんに交付いたしまして、保険部長さんが各会員さんのところへ保険料の集金に伺うこととなります。

でございますけれども、毎月、会員の方は保険料を保険部長に預け渡すこととなります。

でございますけれども、保険部長は、その時点で仮領収書、3枚つづりのうちの3枚目を仮領収書として会員に交付するということとなります。

それから、真ん中でございますけれども、で預かりました現金を保険部長は金融機関等、郵便局を含めまして金融機関等に納め入れるということとなりますけれども、この際、納付書についております領収欄又は市に引き継ぐためのかがみの納付明細書に、金融機関の領収印を押印してもらうということとなります。

金融機関では、これを収入役口座、になりますけれども、収入役口座へ振り込むこととなります。

それから、一段下へ飛びますけれども、で前月分を毎月20日までに随時市役所の方へ、保険部長さんは、入金報告をしていただくことになってございます。

これは、奨励金の算定用でございますけれども、保険料納付明細書ということで、さきほどの金融機関での領収印済みのもの、それと仮領収書の市控え分の単票、これをセットで報告をしていただいております。

それから、上に上がりますけれども、市では、毎月20日締めで奨励金を算出いたしまして振込み手続をいたします。

になりますけれども、金融機関を通しまして協力会指定の振込口座へ奨励金を振り込むこととなります。

になりますけれども、最終的に10期分が納まった段階で、納付書についてございます本領収書を会員の方に配布するということでございます。

続きまして、別紙2によりまして、「小樽市国民健康保険協力会の状況」につきましてお話をさせていただきます。

表につきましては、左から、協力会名、これは平成13年度において存在しておりました協力会名でございます。

それから、会員数、この会員数につきましては、平成14年11月末現在の数で書いてございます。

それから、13年度の奨励金につきましては、単位は円でございます。

それから、協力会の形態、単独協力会又は町会協力会、それから、次のページにありますけれども、職域協力会というのがございます。

2枚目をご覧くださいと思います。2枚目の右側にまとめの表がございます。

町会協力会が13ございまして、13年度の奨励金の実績が約134万ほど、会員数は240名、それから、職域協力会につきましては、例えば南樽市場又は飲食店組合でつくってございますけれども、2か所で16万円、それから、そ

れ以外の単独の協力会につきましては、この時点で60ございますけれども、13年度の中で解散が4か所ございますので、14年の11月末では71か所になってございます。

以上でございます。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

中島委員

平成15年度の広域連合予算について

それでは、環境部から質問をさせていただきます。

今回は、平成15年度の広域連合予算ということで、これでいけば小樽市の負担金は約7,700万ですが、この内訳で衛生費、桃内地域の振興対策、環境整備補助金とありますけれども、施設を持つ地域であり、住民の皆さんと接触する役割があるわけですから、この中身については、具体的にどういうことを計画しているのでしょうか。

(環境)五十嵐主幹

衛生費の600万の内訳でございます。

まず、振興対策交付金180万でございますが、これの中身では、町内会活動費、それから町内会館管理運営経費、それからテレビ共同受信施設組合の管理運営費、これに充てられるものです。

それから、環境整備補助金420万円ですが、桃内町内会館のすが漏り等があります屋根の全面補修ということと、大広間のカーペットの張替えということになっております。

中島委員

こういう施設をつくるということで、住民の方との協議や話合いが重要だということで、いろいろ要望なども聞いて対応してきたと思うのですが、これまで、カモメの問題や覆土の問題などでなかなか関係を修復するのに時間がかかった経過があります。

現在、それらの問題は解決しているのか、その後の問題は特になのか、その点はどうでしょうか。

(環境)五十嵐主幹

カモメのふんの問題なのですけれども、平成13年度に海岸から処分場へ、海の方から来て帰るという中で上空でふんをたれるということで、洗濯物等にひっかかるという問題が起きました。

それで、平成13年度に洗濯物を防護する覆いだとか、それから乾燥機だとか、いろいろ住民の方の工夫によってやるということで、カモメふん対策補助金というものを支出したところでございますけれども、その後、平成14年度については、カモメのふんによる苦情等は、うちの方には入ってきておりません。

それと、当然ながら、覆土という問題もございまして、それにつきましては、即日、覆土を徹底するというところで、私も含めて市の方からも現場施設担当ということで、連日とは言いませんけれども、4時以降の覆土については、監視というわけではないですけれども、確認しているところでございます。

中島委員

それでは、問題が解決して、とりわけ住民の方からいろいろと大きな問題はないと、そういうふうに判断してよろしいですね。

次は、広域連合議会等の施設建設の事業スケジュールによりますと、今年度は、環境影響調査を終わって小樽市の都市計画審議会にかけると。それから、最終仕様書を作成する、そういう予定になっています。

いよいよ来年度になると、入札、契約、実施計画に基づいた建設工事の開始と、予定どおりいけばこういうふうになります。

全体の予算規模、資金計画、小樽市が幾らぐらいを負担しなければならないかということが重要だと思うのですが、こういう問題は、いつごろ明らかになるのでしょうか。

環境部次長

今、環境影響調査について今年度というふうに言われたのですが、環境影響調査につきましては、ご承知のように、平成15年は、今年の6月ぐらいまで春季調査が残っておりますので、そこまでかかるであろうというふうに思っております。

それから、入札とか契約とか実施計画、これは来年度ということですが、これは平成16年度ということですのでご理解願います。

それから、全体の予算規模と資金計画については、平成16年度着工に向けまして、本年の10月ごろに、国に対して平成16年度の整備計画書を提出しなければならない。それに向けまして、具体的な予算規模や資金計画については、そこまでの間に具体的に詰めてまいりたい、そういうふうに考えております。

中島委員

きほど資料でご説明をいただいたところによりまして、206トンぐらいの計画というふうになっておりましたから、これまでのお話合いでは1トン5,800万円というようなお話で進めているわけですから、それで計算しても150億から200億総額というふうに察しがつくわけです。補助金なんかはどれくらいこれから入ってくるのか、そういう問題があります。そういうことが全くなしでいけば8割が小樽市負担ということになるのですが、補助金関係は一般的な見通しからいったら、200億としたら、どれくらい賄うことになるのですか。

環境部次長

現在の国の制度でございますけれども、補助金につきましては、建設事業費の4分の1が補助金になるというふうに考えてございます。

それから、5,800万というトン当たりの価額につきましては、これについても、それぞれの機種で見ますと、建設整備費というのは、相当大きい開きがあるものですから一概には言えないというふうに考えております。

中島委員

そうおっしゃいますけれども、最初の基本設計のときにはそういう説明を受けて、5,800万円ぐらいで計算するというふうに、そちら様の説明で私が使った数字ですから、それが、今後、変化していく部分についてはじゅうぶん情報をいただきたいと思えます。

私が、なぜ、こういうことを問題にするかといいますと、昨年12月議会で、小樽市は、今年度の収支不足10億、来年度予算では45億の不足だと、こういうふうに財政難を言っておりました。

今日は市長がいらっしゃいませんけれども、この広域連合を立ち上げて、ごみ焼却施設をつくる資金全体が150億から200億という大きなお金がかかる事業です。こういう事業をやっていく、資金を払って成功していく見込みがあるのか、こういう問題についてお聞きしたいのです。

助役

今後の廃棄物処理に係る広域連合の負担金を払っていけるかどうかという趣旨のご質問でありますけれども、平成15年度の予算編成作業、今、最終の調整の段階に入っております、今、中島委員からもお話がありました4定でも、これからの見通しは、ある程度お話をさせていただいたと思えますが、その時点と比較しますと、財政状況が少しでも好転するといったような状況が今のところ見当たっておりません、むしろ条件としては悪い条件の方が出てきてるといったような状態で、14年度の決算見込みから始まりまして大変厳しい状態であるということは、これはもう間違いのないわけでございます。そういった中で、15年度の広域連合の負担金につきましては、さきほど報告ありましたように7,750万ということで、これは15年度に予算計上しようということで、もちろん整理をしておりますけれども、問題は、16年度以降の本格的な事業の着工に入った時点での負担の額というのは相当な多額に

なるわけでありますから、その時点で、新年度早々に総事業費等の財源も含めた実帳簿負担というのが出てくると思います。

いずれにしても、施設規模などによって相当大きく変わってくる要素があるものですから、今、きちんとした明確な負担の額というのをお示しできませんけれども、いずれにしても、この厳しい財政状況の中では、大きな負担になるということはもう間違いないわけございまして、まあまあ、しかしながら、一連のこの事業は、21世紀プランにも、もちろん都市計画に計上しておりまして、準備段階ですけれども、事業を実施してきているという状況でございますし、また、やはり市民生活にとりまして大変重要な事業であるというふうに考えておりますから、これからも大変な財政状況になりますけれども、事業全体の経費の圧縮といえますか、そういうことも、もちろん必要でありますけれども、市の全体予算の中で、やりくりをしながら負担をしていかなければならない分野の事業であろう、そういうふうに考えております。

中島委員

払える見込みはある、こういう回答ではなかったように思いますが、やはり勇気を持って見直すことも必要だと思ふのですね。

今、今年度終わるときに、もう予算状況として10億ぐらい払えない、来年も45億払えない、こう言っているのです。公言して新聞に出ているのです。

それで、事業数も幾らになるかわからないと言っても、既に今回の計画では190数トンから206トンと出ているのですから、わからないわけないのです。どれだけのお金がかかっていくのか。

小樽市の今の財政で、こんな大規模計画ができるのかどうか。市民の皆さんにありとあらゆる節約をして、このお金を払うとしたら、どちらを選ぶかという、そういうことだって聞かなければならないぐらいの中身だと思うのですが、断念するという方向はないのでしょうか。

助役

これまで進めた事業の経過、いろいろお話をさせていただいておりますけれども、この事業を仮にやめるとすれば、今実施しております埋立事業がすぐ底をついてしまう、満杯になってしまうということもございますから、それでは、次の処分場をどうめどをつけるか、これまた大変な大事業になるわけですから、したがって、大変苦しい財政の中ではありますけれども、これまで進めてきた事業を、全体規模、事業規模をやりくりしながら縮小することはもちろんやっぴいかなければなりませんので、そういった努力をしながら、極力負担金の額も少なくする努力をしながら、この事業は続けていかなければならない、そういうふうに考えているところでございます。

中島委員

助役のおっしゃっているのは、この事業そのものの規模を縮小してやるということを行っているのか、この事業を立ち上げてやっていくために、小樽市全体のすべての計画を縮小していくと言っているのか、どちらですか。

助役

市の事業そのものも、いろいろな角度から、これはまた見直しをする部分も出てこようと思います。

この事業に関しましては、規模を縮小するというのも、できれば必要でありますけれども、施設の規模の在り方、それから施設の内容といえますか、そういったことを含めた、できれば見直しといえますか、節減対策があれば、そういったことも含めて検討すべきでないのかなというふうに思っています。

中島委員

私は、広域連合議会の議員でもありまして参加しておりますが、全体の運営状況を見ていますと、広域連合の事務局は、業務委託をした全都清あるいは技術等検討委員会の審議に任せるといふ風潮を強く感じます。

構成自治体の小樽市として、どういう課題を持ってやっていこうとしているのか、この点はどうでしょうか。

(環境)管理課長

構成自治体の方の課題の関係かと思いますが、今まで、やはり構成自治体の方でそれらの課題を持ち寄りまして、一応、協議をしてきてございまして、それらを集約、包括されたものが前にお示ししてございます5本の基本のコンセプトにまとめられているというところでございます。

中島委員

朝日新聞の12月23日に「くらし」という特集がありまして、これは大変に関心の高い中身が出ておりました。「新設焼却炉、目立つゆがみ」、こういう題名です。

この記事によりますと、1995年から2000年までの5年間に国から補助金をもらって50トン以上の炉を建設したものの、166自治体に対してアンケートをとり、113の回答があったと言っています。

前回規模と比較できる自治体111と言っていますけれども、そこでだいたい6割が規模を拡大している。しかし、この拡大した自治体のうち、ごみ量が予定以上に増えず、焼却炉の稼働率が8割を超えている自治体は、全体の2割しかない、こういう結果が出ています。

そのために助燃剤として重油をたいて、この重油購入費が大きな負担になっている。これは実際ある話です。こういう自治体のことも報道されておりました。

稼働率の理想というのがあると書いてあるのですけれども、8割以上と書いてありますけれども、この稼働率の理想というのは、実際は、どういうふう考えた方がいいのか、この点、まず、お聞かせいただきたいのと、もし、稼働率が5割とか4割とか、実際あるそうですけれども、こういうふうに少ない場合は、どういう問題が起きるのか。

小樽の場合は、既に焼却施設は中止しています。けれども、運営しているときの焼却の規模、それから、これから広域連合で新設焼却炉規模を200トンにするとすれば、規模としては何倍になるのか、その辺もお聞かせください。

(環境)管理課長

ただいまの稼働率の理想のお話でございますけれども、新聞報道等にも載っていますとおり、8割ということでございまして、一般的には助燃剤を必要としないということは、8割以上の稼働率があればということをおっしゃっているようにございます。

少ないところは問題がないのかといいますけれども、稼働率の関係かと思いますが、当然のように、稼働率につきましては、前言ったように、80%以上のものにはなるものというところの中では、そういう少なくなるということは今段階では考えているところではございません。

また、炉の規模の関係で何倍になるのかということでございますが、天神焼却場の方は、日当たり80トンということでの施設規模でございまして、単純にいいますと、200トンを想定しますと2.5倍なのかなということでございますけれども、あくまでも天神の方の焼却場につきましては、生活系ごみ関係あるいは事業系一般廃棄物の可燃ごみ関係を、全部燃やしていたというわけではございません。

ここ何年かの平均をとってみますと、天神の焼却場が稼働していた用途廃止する前の5年間さかのぼって計算してみますと、だいたい可燃ごみ全部に対しまして28%の稼働率ぐらいでございましたので、一概に倍率では言えないのかなと思っているところでございます。

中島委員

比較できない分になるのかもしれませんが、北後志の衛生組合で焼却していた分1日40トン、小樽市が燃やしていた分80トン、合わせて1日120トンに対しても200トン規模のものをつくるということになれば1.6倍、規模の大きなものをつくることになる。

ただ、燃やしていたごみは実際は全部燃やしていなかったからということで、ごみ減量計画の上でつくった数字だというふうにはお聞きしていますが、当初の平成19年度から稼働して向こう7年間の最後の段階では、過剰施設

になる時期がないとは言えない、こういう部分については認識しなければならないと思います。

私は、政府がダイオキシン対策として24時間連続運転大型焼却炉と言いますが、こういう政府の誘導があって全国的に大型焼却炉ができています。稼働率が悪くて8割あるいは6割、こういうふうな燃焼になったときには、これを本来の目的のダイオキシン対策というのは関係ないのでしょうか。重油をたいても何をたいても、とにかく燃やしていれば問題はないということなののでしょうか。

(環境) 管理課長

ただいまの件でございますけれども、施設の建設に当たりましては、ごみ量、それから、ごみ質によらず、安全で安定した処理を行うということを念頭に置いてございまして、そういう方式を前提にしていくことになるのかなと思ってございます。

例えばでございますけれども、稼働率が低くとも、ダイオキシンをはじめとする有害物質の除去等については、安全を図っていくということになるかと考えているところでございます。

中島委員

こちら辺は専門的な、ちょっと技術的な分野なので、ここで議論するというのはふさわしくないかと思いますが、そういう懸念は残ります。

私は、それぞれの問題がごみ減量化と環境保全のために、住民の皆さんの合意を得ながら進めるということが非常に大事だと思うのですが、今回、事業所から出されるプラスチックも、これも前進例だと思うのですが、こういう点からいけば生活系のプラスチック、廃プラスチックの方については手がつかないのでしょうか、これはどうでしょう。

(環境) 廃棄物対策課長

生活系から排出されるプラスチック関係のリサイクルについてですけれども、今、広域連合で計画しております資源化リサイクル施設の完成を平成19年度に予定しています。平成19年度の供用開始に併せて、家庭から出る生活系の廃プラスチック類はリサイクルに回したいと思っております。

中島委員

今のお話では、市内業者で対応する事業所ができてきているということですから、市が新たに、その事業所に委託をして、市民生活にかかわる廃プラスチックの方も分別資源化にすることを決めれば、そういうこともできるわけです。先を急いで、そういうことを進めるという予定はないのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

今回の事業系の廃プラスチック類の関係で、リサイクル施設については、市内の業者何社か設置しておりますけれども、今、現状で広域連合においては、家庭系を処理するものについての機械の設置等を選定しておりますので、現在のところは、事業系で事業活動に伴って処理する廃プラスチック類の施設の利用については考えていないところであります。

中島委員

ごみ減量化の一つの手段として、計画では有料化が記載されております。

小樽市の厚生常任委員会でも、この問題について何度か議論されて、前環境部長は、有料化は必ずしも減量化に結びつかないと、いつも答弁しておりましたけれども、現環境部長は、ごみ有料化と減量化の問題については、どのようにお考えでしょうか。

環境部長

以前にも、このお話をさせていただいたと思うのですが、有料化にするということは、実際に減量には、有効な手だてになると私は考えています。

それは、なぜかといいますと、まず、今現在、他都市で実施しているところというのは何市かあるのですけれど

も、それらの情報を収集してみますと、だいたい減量化になるのかといたら二、三十%の減量が図られている、こういうことでございまして、しかも、事業系一廃と生活系とは一緒にはならないでしょうけれども、事業系一廃も有料化をしたときには、約60%程度減量になったという、こういう事実があるものですから、有料化をするということについては減量につながるのだ、私は、そう考えております。

中島委員

有料化の問題については、すべての市民に同じ状況で負担がかかるという点からいけば、障害者とか、弱い立場の低所得者の方々も同じ負担を強いられるという問題が一つあります。

それと、もう一つは、お金を出したのを逆手にとってごみ減量を進めるという、こういう制裁的なやり方です。

私は、ごみ減量というのは環境の問題や、それから、自分たちのまちづくりの問題として市民が積極的に参加していこうという、そういう意識をつくるのが私は重要だと思うのです。

そういうところの資源化を進める、協力、賛同という、そういうところを重点にしないで、有料化というやり方だけでごみを減らすというのは大変ふじゅうぶんだと思うのです。

そういう点で、今おっしゃったようなプラスチックの分別、あるいは市民の方々が、例えば、生活ごみの生ごみ、そういう問題とか、再三意見が出てるんですけども、そういう具体策を出しながらやるべきだと思うのです。

そういうことを最優先して有料化しかないという問題ですから、そういうところなしに有料化最優先、有料化ありきという形で始まる問題については、大いに私は問題があると思うのです。

環境部長

広域連合の中、それから、市の厚生常任委員会、予算特別委員会などでもお話ししていると思いますけれども、とにかく有料化を大前提にやろう、こういうことではなくて、減量化についていろいろな施策をやってきていますし、これからもやろう、こういうお話をさせていただいています。

ただし、その後といいますか、広域連合で今計画しています、例えば減量作戦にしても、なかなか予定どおり、果たしてそういう、いろいろな政策はとりますけれども、という懸念もあることから、やはり、もう一つの方策として有料化も検討する必要があるんじゃないか、こういう議論になっていることから考えますと、有料化、これを大前提に出すかどうかというのは、また一つ議論になるのでしょうかけれども、市としても、それを大前提に出すのではなくて、いろいろな施策の中の一つの方策としてやっていきたい、こういうふうに考えております。

中島委員

事業系ごみの有料化ということですが、実施されてから、市内の社会福祉施設や、それから、障害者の方々の施設も同じ事業所とみなされて、毎回、ごみを出すときの有料化の問題が実際に起きているのです。

こういう立場の方々の軽減策なり対応策は抜きです。一律じゃありませんか。そういう問題を解決しないで、同じように有料化をやっていこうという、そういうところの問題は私はあると思います。

ぜひ、こういう今起きてる問題も含めて、弱い立場の方々への配慮あるいは一律にしない中身を、検討するのが本当であって、有料化ということは慎重に論議すべきだと思います。

最後ですけれども、同じように新聞報道で、三井造船が約3億6,000万円を高額焼却炉受注のための工作資金として、これを元国会議員秘書に渡して受注工作、地元工作をしていた。これは税金をごまかしていたということで国税庁から調査を受けています。

この三井造船が実際に悪質な事態を働いた、この豊橋市の豊橋資源センターというのは、私たちも見学に行ったような気がするのですけれども、この建設のときに東京都内の下請会社に渡していたと報道されております。

三井造船は、北海道の室蘭、江別などの施設も手がけた業者なのです。どういうふうにして、このお金を浮かしたかということ、実際には結ばれなかった下請契約を、あったように偽装して経費を捻出した、こういうことを書いてありましたが、お金が大変大きく動く事業でありますから、さまざまな働きかけが予想されます。

今回の報告書を見ましても、技術等検討委員会の傍聴者には齊藤（裕）委員の名前がありましたけれども、各施設メーカーのメンバーが勢ぞろいで出ております。いかに自分たちの仕事にするのか、あらゆる働きかけはあると思いますが、こういう悪質業者の入札は排除すべきだと思います。これについて、まず第一点お答えください。

さらに、自治体として、このようなことを防ぐためにどういう対策があるのか、この点もお聞かせください。

環境部長

三井造船の件は、私の方としても新聞等々でしか承知していません。

それで、新聞では国税局から査察に入ったということで、それ以降、どういう状態になるのかというのは、一つには、注意深く見ていかなければならないのだと思います。

ただ、以前から申し上げていますとおり、こういう広域連合、小樽市もそうでしょうけれども、広域連合も含めて、入札等のときには、その業者が、その時点でどういう状況になっているのか、こういうことはやはりじゅうぶん精査する必要がある。仮に、そういう状態になって、やはり参加資格としてはちょっと不適合だったというのであれば、もちろん排除しなければなりませんし、ただし、過去の事件でいろいろなペナルティーを受けて、それらが解除になっているという状況であれば、参加資格としては特に問題がないのであれば、それは参加させるべきだと。ですから、そういう時点で、それぞれの業者がどういう状況かということは、その時点で、一つじゅうぶんに把握する必要があるかと思えます。

そういった意味では、どういう排除の案があるのかということですが、それについては、今、小樽市のそういう防止策とかというものについて、広域連合でも参考にしながら、さきほど私が言ったような対策も含めて検討した上になると思っております。

中島委員

対策の方は。

環境部長

具体的にどうするかということについては、これから検討せざるをえないと思うのですが、いずれにしても、小樽市が今、実際に入札するときはどうしているのかということはじゅうぶん連合の方にお話して、そのものに従ってやっていただく、こういう形になると思います。

今、具体的にああするこうするというようなことは、ちょっと今申し上げる状況にはなっていません。

中島委員

入札時点の状況で判断するということでした。

それにしても、既にメーカーの方には、いろいろな働きかけがあるということも聞いております。情報が入ってくる時期になっているのじゃないかと思うのですが、そういう意味での不正な動きや、あるいは危険な動きと申しましょうか、そういうものが地元の方々や、現在の要職にある方々に働きかける可能性は大いにあると思うのですが、そういうことについてはどういうふうに考えますか。

環境部長

メーカーが働きかけているというのは、それは、どこに、だれに、今、働きかけているのかというのは、私の方では承知しておりません。

また、従来から、各メーカーさんは、いろいろな情報提供とか、いろいろなお話はわかってきますけれども、基本的には、広域連合の方のところには、入口には関係者以外立入り禁止というものによって、むやみにそういう業界関係の方がいろいろ事務をやっていますので、そういうことをしないような手だてをとっていますし、私のところにも、ごあいさつということでは来られますけれども、私としては、特に、どうこうという話は、通りいっぺんのお話ししかしていませんので、そういう意味では、個々にそういうお話は、とにかく何と言うのですか、話かけると言いますか、話かけるというのは、圧力とおっしゃっていましたが、圧力なのか、どういう働きかけな

のかということについては、小樽市の方の環境部の職員として、また、広域連合の職員にもじゅうぶんその点は気をつけるようにというお話はさせていただいていますので、今現在、そういうようなお話は、全然ないと思っております。

中島委員

そうあってほしいと思いますし、そのように進めていただきたいと思います。

国民健康保険料の着服について

次、市民部の方の国民健康保険のことについて、もう一度質問をします。

今お話を受けた状況では、着服したご本人は、何にお金を使ったかということについては、報告しているのでしょうか。

(市民) 保険年金課長

私どもの方で、加害者である当該保険部長との事務処理の中では、具体的にこれということではありませんけれども、いろいろな生活を切回しする中で、生活費の一部に充てたという話でございました。

中島委員

生活費として着服したと。さきほどのお話であると、直接、税務署とも何かお話しをしたようですけれども、この81世帯、実際にお金を払ったのに払ったことになっていない皆さんの国保料というのは、納入済みになるのですか、ならないのですか。

(市民) 保険年金課長

この部分につきましては、事実上、市の収入役口座に入ってございませんので、国保料として市に納めたというふうにはならないと考えております。

中島委員

道や国と相談して、市が一時立替えをするというお話も浮上していたようですが、そういうことはしないということですか。

(市民) 保険年金課長

この点につきましては、基本的に任意組織であります協力会の内部で起きた問題ということでございまして、この立替えの関係につきましては、私どもも、まず第一に発想したといいますが、考えた部分になりますけれども、その後、いろいろ検討、弁護士さんの見解等を踏まえて検討を重ねた中では、道義的な部分は確かにあるかと思えますけれども、もし、弁済した場合に、一方では不正なものに対する、税金投入に対する住民監査請求も考慮に入れて慎重にしなければなりませんよという弁護士さんのお話もございましたので、単純にといいますか、弁済をするということにはならないと考えております。

中島委員

着服した本人から分割納入でお返しする、そういう誓約書をいただいたそうではありますが、生活費が足りなくて200万も着服した人が、どういうふうに返せるのかと疑問に思いますが、どれぐらいの返済計画で、いつ、どのぐらいずつ返すのですか。

(市民) 保険年金課長

加害者の方のお話でございすけれども、ご本人は、今まで勤めていた会社は辞めることになりましたけれども、今現在、新しい知人の会社で正職員として勤めることになりまして、収入も確保されるということでございます。

それから、ご本人だけではなくて家族が一丸となって返していくということでございまして、事実、12月27日に一部、12万円ほどでございすけれども、返済した経過がございす。

それから、今後につきましても、1年ぐらいかかるということなのですが、一括はどうしても無理だという話でしたので、今後におきましても、分割で弁済するという誓約をしております。

中島委員

ご本人は自己破産などをしている状況はないのですか。

(市民) 保険年金課長

自己破産の形跡とありますが、したということは聞いてございません。

中島委員

全世帯を訪問したというふうにさきほどおっしゃいました。その中では、振込みにした方も半分以上いらっしゃいます。さらに、脱退という方もいたようでありますけれども、実際に市民の皆さんを回って、ご意見、苦情、そこから辺についてはどのようなことがあったのでしょうか。

(市民) 和泉主幹

昨年、私どもが12月23日から回っておりますし、それから、今も回っております。前回の目的とは今回の目的は違うわけですが、前回のときには、事態の説明、やめましたということと、それから、お金が入っておりませんので、皆さんのところで払っているお金はどうかというような内容の確認の話が主でしたけれども、その中での感想ということですが、おばあちゃんの時代から集めておりました、信頼しておりましたとか、それから、もう一度払うことになるのかというような疑問、それから、本人は法律で処分されるのかなとか、寛大にしてほしいというものがあったり、あるいは口座振替にしたいのだというふうに思っていたというようなご意見、それから、これについては市にも責任があるのだろうというようなご意見が、昨年、回ったときに私どもに寄せられております。

中島委員

本人は国民健康保険協会の会員であるというふうになっていますが、市は国民健康保険料の徴収を依頼しているのでしょうか。

(市民) 保険年金課長

協会の生立ちとありますが、最初に自然発生的とありますが、小樽市市民保険の中で、町会又は職域で協会というものが発足しまして、2年ほど活動した後に小樽市国民健康保険協会ということで切替えをした、それに併せて、その活動に対して市が奨励規則を設けて奨励金を交付するということになりましたので、うちの方から、いわゆる徴収を直接依頼したということでは考えておりません。

中島委員

そこは非常にわかりにくい関係だと私は思うのです。

訪問した世帯の皆さんは、国民健康保険料ですから、小樽市に納めるお金を集めている方は、小樽市に依頼されていないのに自主的に集めているなんて思ってませんね。

私、今回、このしくみがよくわからなくていろいろ聞いてみました。直接、徴収員をされている、そういう方にもお会いしてお話を聞きましたけれども、自分たちは、小樽市の国民健康保険料を集めにいっていると思っていたのに、今回、1月で既に3回の理事会を開いて議論をしている最中だが、その間に責任はどうするという問題がとにかく中心だと。小樽市に責任はないのだ、じゃ、協会が責任をとるのか、そういうことを言われてみて、私はいったい何なのでしょう、このような質問をされている方がいました。

今のお話でも小樽市が徴収は依頼していない、このようにおっしゃっています。しかし、私、今日、資料請求して見ましたけれども、奨励金の規則です。協会奨励規則、これの中には、奨励金を交付する基準が事細かに記載されております。協会を設置したら会員1世帯100円、協会に新しく国保の保険者を迎えたときには1世帯1,000円、介護保険料の納入通知書を配布したら80円、国民健康保険証を配布したら80円、さらに、口座振替に取り次いだら500円、基礎奨励金も1か月1世帯90円、加算奨励金というものもあります。

この地域が桂岡だったら保険料納付額の3%を加算する、桃内だったら2%、ここに書いている地域以外は1.5

%、この地域の基準はいったい何なのかというのもよくわからないなと思って見ましたけれども、協力会というのは、いったいどういう組織なのか。協力会に対して奨励金を出している、こういうふうに書かれております。実際に協力会に入ったお金は、協力会としてどのように使われているかご承知でしょうか。

(市民) 保険年金課長

協力会に交付しました奨励金の使い方の詳細につきましては、私の方では掌握していないのですが、さきほどの、お手元に配布しましてご説明いたしました資料の中のまとめの中で、町会傘下の協力会と職域傘下の協力会、それから、いわゆる町会とは関係のない単独の協力会ということで、この分につきましては、私どもの方で一応確認といえますが、電話での聞取りの状況なのですが、把握してまいりまして、これから類推するということでしか今のところつかんでおりません。

中島委員

この赤岩の協力会の方も保険部長と協力会の会長を兼務している、こういうふうに書いてあります。実際には協力会が71あるのですが、会として会長と保険部長を置いて、それぞれ役員を置いて成立しているところはどれぐらいあるか、兼務しているところはどれぐらいあるのですか。

(市民) 和泉主幹

保険部長ですが、実人員で55名、そのうちで16の協力会、1人の保険部長さん、A協力会の保険部長さんがB協力会の保険部長も兼ねているというのが16ございます。

中島委員

会長との兼務は。

(市民) 和泉主幹

会長と保険部長を兼ねている協力会は30協力会ございます。

中島委員

それでは、今、徴収に当たっている保険部長さんの身分というものは、どういう立場なのでしょう。協力会の保険部長として国民健康保険料を納めていただいたのを持っていくとおっしゃいましたけれども、実際はそうじゃないでしょう。徴収に行っています。皆さんが一軒ずつ回って徴収して納めているのです。黙って待っていて、皆さんが持ってくる仕掛けには全然なっていないですよ。それはよくご承知だと思うのです。

ですから、これは徴収機関なのです。徴収員の方は、小樽市とは関係ないのですか。

(市民) 保険年金課長

協力会につきましては、さきほどからお話してございますけれども、地域で任意に、会員と役員の方の間で国保料の納入につきまして預託をする、それを納めるという信頼関係の下で成り立っている組織ということでございまして、私たちの、いわゆる市の直接の嘱託職員とか正職員とか、いわゆる分任出納員発令をして徴収に歩く、そういう身分ではございません。

また、委託契約等も結んでございませんので、直接の市の傘下の直属の機関というふうには考えてございません。

中島委員

しかし、保険部長さんが身分証明証を持って歩いているのですよ。「さきの者は、国民健康保険事務委嘱者であることを証明する。小樽市長、認め印」、これでどうして小樽市は関係ない、こういうふうにおっしゃるのですか。

(市民) 保険年金課長

身分証の関係につきましては、実は恥ずかしい話ですが、私どもの了承を、発行しているという事実は、今、私ども在職期間の中でわかりませんでしたので、いろいろと協力会の役員さんとお話している中で、身分証のお話が実は出まして、いろいろ昔の資料を見たのですが、議会とのやりとりの中で、身分証を持たせるべきではないかという意見がございまして、昭和59年だったと思いますけれども、交付してきた経過があることが今

わかりました。

ただ、平成9年の12月を最後に身分証の切替え等をしてないのですけれども、職員課の方で、いわゆる身分証を発行する根拠規定がないということで、不適切だということで、それ以降の発行をやめたという話を聞いてございます。

そういうことで、昔から、発足当時から身分証を交付しまして、市の臨時職員的な形で徴収、徴収といますが集金ですけれども、歩いていたということはありません。

そういうことで、そういうことからいたしましても、市の直接の職員というようなことでは考えてございません。

中島委員

資料の中にある町会協力会13というのは、今言った奨励金が町会に入ることですね。町会の役員の一部が徴収に歩いて、その奨励金が町会の収入になる、こういうふうに理解していいですね。

(市民) 保険年金課長

もともと町会組織の協力会ということで発足いたしまして、昭和31年当時ですと、いわゆる社会全体が町会を単位として物事が動いていた、私の記憶でも、例えば下水掃除であるとか、台風の後の薬剤散布だとか、そういう、ほとんど行政にかかわるような部分につきましては、町会単位で物事が動いていたのだと思いますけれども、そういうようなことで、昔は、いわゆる町会の傘下の組織として婦人部長さんが集金に歩くというような形からスタートしておりまして、その当時は、きちっと機能しておりました。それがもう四十数年たって形がい化してきてございまして、町会に入っていない者が実際には発生している。

それから、町会に入っている部分につきましても、もともとは、そういうことで町会傘下の協力会ということでございますので、それにつきましては、その先の使い方につきましては詳細掌握しておりませんが、特に問題があるということでは考えてはございません。

中島委員

私は、国民健康保険料ですから、やはり公金じゃないでしょうか。市に納めるお金なのです。このようなお金を集めている、そして、協力会という組織がどういう組織かということが今明らかになりました。協力会というけれども、会長と保険部長は半分は兼務です。1人でやっているようなものです。協力会といっても保険部長兼会長さんが1人いるだけで、お金を集めて入れる。こういう非常に不鮮明な身分証明証を出すのは不適切だという判断はまともだと思います。

よく組織実態が明らかにならないところに身分証明証を発行することは、既にクレームがついているにもかかわらず、この組織の機構自体が訂正されずに現在に至って、今回明らかになったのじゃないかと思うのです。

このような組織に奨励金を出す、このこと自体が大変疑問に感じますが、いかがでしょうか。

(市民) 保険年金課長

協力会の活動に対しまして、小樽市として国保事業の健全な運営に寄与いただいているということで奨励金、実際の規則では報償金ということで謝礼で出しているわけですけれども、いわゆる職員の給料であるとか嘱託の報酬ということではなくて、あくまでも市の直接の傘下でありますので、そういうことになりますけれども、協力会の場合につきましては、あくまでも、その活動に対する謝礼という意味で奨励金を出しているということでございます。

中島委員

その協力会自体が今言ったような事態なわけです。保険部長さんが国保料を徴収して金融機関に入れている、そのことに対する報酬だと思っているわけです。圧倒的多くがそういうスタイルになっているのです。一部町会があったり、職域が残ったりしています。市民に対して責任がとれる体制に改める必要が私はあると思います。

今回のような事件が起きてみて、80世帯の方々は全部納めたのに、市は関係ないと言う。徴収した本人は協力会、

じゃ、協力会が責任をとるのでしょうか。協力会が、こういう問題を起こしたということについて責任がとれる体制にあるのでしょうか。そこは、いかがですか。

市民部長

協力会と市の関係について、また、協力会の実態について幾つかの指摘がございまして、私ども、この事件の中で、協力会の在り方ということ、ちょっと深く中身を見ますと、任意の団体、自主、自発的な団体ということの中で、市との関係については、特に信頼関係だけだという一つのところがありまして、そういった中で市民の負託にこたえる、要するに今お話ございました、中島委員からお話ありますような国保料として、それを託しているわけですので、そういった面ではチェック体制には問題があるなということは率直に考えてございまして、市民の信頼にこたえるためにも、このままの関係では、やはりまずいということで考えてございまして、改善する必要があるものと、このように考えております。

それで、さきほどちょっとご報告をさせてもらいましたけれども、協力会の関係というのは、そういう関係でございまして、団体としての考えもございまして、連携をとりまして、現在、その検討を、存続するのか廃止するのかを含めまして、そのことについて今検討を進めておるところでございます。

中島委員

さきほどの課長の報告で、協力会は札幌、函館、小樽の3市です。あと納税貯蓄組合というところで徴収もしていますが、納税貯蓄組合は解消する方向がだいたい決められていると聞いています。

さきほど環境部がたまたま報告していましたが、小樽市の納税貯蓄組合も廃止するのですか。廃止ということでしょうか。ちょっと聞き逃しましたけれども、そのように言っていないでしたか。

(環境)管理課長

報告したとおり解散するというところで聞いてございまして、給与控除の対象から外すということでございます。

中島委員

ということですね。

札幌市の方も補助金交付をやめて、3年間の経過措置で、今年度で終わるということでした。そのきっかけは、納税貯蓄組合の事務費を過剰に自治体が支払っているということが問題になって、これは法律的に整合性がないという裁判での判決が有効だということで解消していくという話をして、これに準ずるものとして、札幌市も協力会を経過措置を含めながら解消していきたい、このように私は札幌市から聞いております。考える時期だと思うので、そういう点で合理性のある徴収のしくみを考えるべきだと思います。

実際に町内会の役員の方が保険料を徴収に来たときに、身近な近所の方が保険料を取りに来る、非常に嫌だ、そういう意見はあるのです。なかなか面と向かって言えないと思いますが、改めて徴収している方々が、これを見ても80万円ですから、1か月8万円ぐらいの収入になっているわけです。協力会といっても個人に入っているわけです。

こうなると、これを一挙になくすというわけにもなかなかいかないと思います。これが生活費になっている方々がいるのであれば、市が直接徴収員として契約をするなどの改善方法も検討して、名のない、実態のない協力会という今の在り方を検討するのか、あるいは解消していくのか、考えて結論を出していく時期ではないかと思えます。いかがでしょうか。

市民部長

協力会の在り方でございます。それから奨励金制度の問題、それから、会員の方の個人のプライバシーの問題というのも、確かにこれまでの検討の中で、そういう発言もありまして、そういうことにも配慮していかなければならないなど。

それから、奨励金の裁判のお話も私ども承知をございまして、その辺の検討も併せてしております。

いずれにしても、年度替りの3月までに、年度末までに一つの結論を早急に出したい、このように思っております。

その中で、今ご指摘がございました点も含めまして、それから、その中で留意しなければならないこととして、会員 2,271名という報告もさせていただきました中に、独居老人とか健常者でない方もいらっしゃいますので、やはり協力会の機能、要するに直接集金に来ていただきたいという方もいらっしゃいますので、廃止するにしても、その辺のところをきちっと担保できるような機能を残すような形で、そういった不利益あるいはサービスの低下にならないようなことを基本に、検討を今進めておるところでございます。

中島委員

終わります。

委員長

共産党が終わって、自民党に移ります。

前田委員

国民健康保険の徴収問題について

今の中島委員の質問とダブるかもしれません。

国保の 2,271世帯ということなのですが、これは国保世帯の何%というか、何世帯の何%ぐらいに該当しているのですか。

(市民) 保険年金課長

12月末で、今 7.4%ほどの加入者となっております。

前田委員

世帯数は。

(市民) 保険年金課長

世帯数ですか。

前田委員

計算すれば、割り返せばわかるけれども。

(市民) 保険年金課長

12月末で 2,147、実は 2,271と申しますのは、14年度の11月末の数字でありますけれども。

前田委員

何万かあるのでしょうか。6万 7,000世帯ぐらいのうちの。

(市民) 保険年金課長

失礼いたしました。

世帯数は12月末で3万 1,009世帯になっております。そのうちで 2,147ということでございます。

前田委員

その 7.4%に該当するということなのですね。

(市民) 保険年金課長

はい。

前田委員

それで、これは同じ質問になるのかなと思いますけれども、単位協力会と連合会というものがあるのです。私も今、同じようなことを質問することになると思うのですが、この辺の責任というのは単協と連合会との、当然、どの辺かというのをもう一回ちょっとお尋ねします。

(市民) 保険年金課長

単位協力会71、ちょっと11月末の数字で、71協力会で小樽市国民健康保険協力会の連合会というものを組織しておりますけれども、その活動につきましては、今の規約の中で、国保事業に協力していく、それから、協力会の発展についての研究をしていくとかということで、具体的といいますか、具体的な内容につきましては、余り規定されていないというか、いわゆる形式の組織ということで、年に1回の総会を開催しているということでございます。

前田委員

それで、だから、その会でというぐらいですから、ちょっとした会でも、みんなそれなりの簡単な会則というのが、規則というのか、そういうものがあるのだろうと。こういう、責任があるのかないのか、まず一つ。

今言うように事故が起きた場合、そういった責任のとり方、在り方というのか、こういうのは、総会等で、そういうものを議論された経緯はないのかな。

(市民) 保険年金課長

失礼いたしました。

協力会の連合会の規約というのがございますけれども、その中で国保の事務事業の健全な進展に努力することを目的として会を設置するということなのですけれども、例えば、報償金がいったん連合会に全部吸い上げられて、そこからまた分散するとか、そういった形の組織では全くございまして、会員の親睦と、それから会員の親睦をメインにした組織ということで、それで責任の部分でございますけれども、今回も連合会の役員の方といろいろと詰めた中では、そういう責任をとるということは、金額的なものは実際にできませんし、責任といいますか、実際に協力会の連合会の方で、罪の部分について責任をとれるという話にもならないということでは、役員さんの話ではございました。

前田委員

そうしたら、逆に行政というか、これは市の側に責任があるのだなどという、そういうような議論はなかったのですか。

(市民) 保険年金課長

市の責任うんぬんに関しましては、さきほどお話しいたしましたけれども、金額的な部分につきましては二通りの部分がありますので、補てんをするとかという形に関しましては、一方では住民監査請求というようなことがありますので、慎重にしなければならないということではできない。

それから、実際の着服した時点については、市の直接の傘下の職員であるとか嘱託職員が、実際にその事件を起こした場合については、市が当然、責任をとっていかねばなりませんけれども、この場合の組織が任意の組織でございますので、小樽市が、そこで直接責任をとるというふうには考えておりませんし、それから、協力会の連合会としても、責任を連合会がとるということでの話にはなってはございません。

前田委員

それで、さきほど中島委員も質問していましたが、委託もされてない方が、隣近所を回って、いわば集金してきて、お金を市の口座に振り込んでいるとか、直接持ってくるのかわかりませんが、そういう業務を行っているということのただけでも、委託をしてないのに、なぜか不思議なことにそういうことが起きて現在に至っているのですけれども、これは、いろいろな市の集金業務で委託されている業務も、ほかについても確かにいろいろあるだろうと思いますけれども、もしか今のように、これは改めて何か業務委託をするというのは、できるというような何か法的根拠というようなきちとしたものは、現在では備わっているのですか、どうですか。

(市民) 保険年金課長

今現在、地方自治法の中で国保料を民間に委託するということではできないことになってございますけれども、昨年の10月に法改正がありまして、収納率向上を目指しまして、厚生労働大臣が指定した、主に大都市、政令都市で、

まず試行するという事で、政令に一部訂正といいますか、経過措置を設けまして、現在、大都市の中では、例えばコンビニ等に徴収を委託するという事は、地方として今、始まったばかりでございます。

前田委員

今の答弁について、委託できないのに委託していたような状況になっているということなのでしょう、今は。そのことによって、今の集金を着服するような事件、事故が起きたということなのですか。

(市民) 保険年金課長

委託という形では、協力会の中で、会員さんと保険部長さんがお互いの信頼関係の中で国保料を預け渡して入金していただくという形、そういう組織に対して、小樽市が、貢献していただいているということで、そういう規則をつくって報償費という謝礼的なものを、事務経費としてなのですけれども、支出してきてるということでございますので、委託という形には、実際は、なってございません。

前田委員

それで、ちょっと細かいことになるのだけれども、これは2,147世帯、全体の10%で報奨金1,273万になるということで支払っているのだけれども、これを、ほかの納入方法等、いろいろあるのだけれども、これは手数料等を支払って一般の郵便局窓口で委託してもいいのだろうけれども、経費のことを今聞こうとしているのですけれども、この一千二百何万何がしがあると。これで逆にじゅうぶんに間に合うぐらいの数字じゃないのですか。

金融機関に持って行って、要するに一般の納付の方法をとった場合に、どのぐらいの経費がかかるのか。この1,200万以上になるのか、以内で収まるのか、ちょっとその辺はどうなっているのか。計算しましたでしょう、当然、その辺。

(市民) 保険年金課長

ただいまのご質問は、例えば口座振替を利用した場合の経費との比較。

前田委員

まあ、そういうこともあるでしょう。

(市民) 保険年金課長

協力会では、徴収額に対して補助金は3%ぐらいの率になってございますけれども、ちょっと済みません。

口座振替の場合では、徴収額に対する諸経費は0.3%ということで、口座振替の方が効率がいいということになってございます。

ただ、例えば、コンビニの部分でありますと、まだ国の方から具体的なものが来てございませぬので、どのぐらいの経費がかかるかわかりませぬ。それで、国の方も費用対効果を考えて、これから全国的に広めるかどうかということもあるので、今、大都市で試行をしているということです。

市民部長

全国的な制度として、そういった収納率、大変今、国保は厳しい状況なので、収納率を高めるいろんな手法がありますので、それで、そういったコンビニ等で扱えるようなということで、それは全国的なひとつの展開として、国がそういうことを奨励して試行している。

これは一つ横に置きまして、今、我が小樽市のこういったいろんな指摘や、協力会の関係でいろんな問題もありますので、今、協力会でかかっている経費がございしますが、約1,300万という経費を71団体に報奨金として交付をしている、こういった中で、仮にいろんな、今、私どもが進めている一つの軸は、口座振替というものを基本に、これを拡大していこうということを考えておりますけれども、今、仮に全廃をした場合に、いろんな口振だとか直営で、やはり協力会がなくなった場合、市に直接来てほしいという市民の方の希望もございしますので、そういった件については、さきほどもちょっとご報告をさせていただきましたけれども、まず意向調査を速やかに実施したいと思っております。

その辺の結果を見て、どういった具体の個々の対応になるのか、その中で経費が、この手法の場合はこのぐらい、職員の体制強化というようなことも出てくるかもわかりませんし、そういった場合は、そういった人件費等を、今度は直接、市の傘下で分任出納員の位置づけの中でやるという場面もあるうかと思えます。

その辺のところを整理しませんと、その辺の費用対効果の分析というところについては、この場ではきちっとしたお話ができないのですけれども、いずれにしても、そういう方法も頭に入れて、その辺の検討を今進めておるところでございます。

委員長

さきほどの理事会で、共産党の質問のときに助役ということで、理事の皆さんに了解を得ているのですが、ちょっと斉藤さんがいなかったのですが、それでいいですか。

それじゃ、助役、そういうことでご苦労さまでございました。

前田さん、済みません。

続けてください。

前田委員

終わりますけれども、さきほどの部長のというか、理事者の答弁は、報告の中で今後、協議中というようなことですね。

それで、単協の会長と集金してくる部長が兼務してるのが30町会、さきほど答弁がありました。

ということは、要はチェック機能というか、これがまるきりないわけで、30町会の方の中の人たちがそうだとは私は言いたくないけれども、このようなことがまた起こらぬとも、チェックがないんだから。私も、1日、1時間、1分でも、ちょっとでも使うかもわからない。そしてまた、自分のポケットマネーを足しておくかもわからない。それは現場にだれもいるわけじゃないし、お金に名前書いているわけじゃないから、わからないけれども、そういうことがもしか起きて、その延長線上にそういうものが発生してくるわけです。

一晩だけ、明日入れようと思ったら、入金になるなと思ったのが、それが2日、3日、丸ごと今回みたいな話になっちゃうわけで、結果的には、みんな同じようなことなのでしょう。

だから、チェック機能がないということは、信用するとかしないとかという問題以前の問題だろうと思います。

それが30団体も今現在機能してるやにも今答弁がありましたので、僕としては、問題が今後起きなければいいのかなというふうに思っておりました。

それで、さきほどからコンビニ、コンビニと言っていますね。別に、僕は利益誘導の質問はしませんけれども。

これは昨年新聞ですけれども、総務省がいろいろな地方税だとか、そういった税金の納付の関係で利便性を高めるといって、規制を緩和するといことで昨年議論されておりました、年が変わって、今年にはぜひ実行したいと。その項目も大きく間口を広げていると幅広くやりたいというようなことを、この記事の中では書かれていますけれども、そういったことで、今はできなくとも、今年度中というか、来年度中、平成15年度以降、可能性が大であります。

そういったことで、費用対効果の部分も考えて、1,200万円以内で、こういうことがもしか可能で経費削減にも当然つながっていくわけですから、小樽市の場合だと、水道料金なんかも、そういったことでコンビニの関係方面でも納付というか、支払いできるようになりました。改善されました。

そういったことで、今の国保料の関係についても、もしか具体的にきちっとできるようになったのであれば、こうした方法も当然考えて取り入れて、なおかつ費用が、今かかっている費用より安く上がるのであれば、これはもうこれにこしたことはないのだから、10億も足りない、45億も足りないと言われているわけだから、その一助にも当然なるわけですから、この辺も今後ぜひ検討していただいて、早急にスピードを上げて、こういうものを年初からじゃないにしても、途中からでもけっこうですから、いずれにしても、こういうものに早く切り替えていった方

が、いろいろな経費の節減、あるいは失礼な言い方になるけれども、安全性というのか、そういった部分も含めて改善がされていくのではなかろうかというふうに思います。

そういったことで、最後に、部長のご意見を聞いて、私は質問を終わります。

市民部長

国保の収納率ですが、公租公課はたくさんありますけれども、そういった中で、時代の要請として、国保の平成15年度予算の対応といたしますか、これをつぶさに調べますと、大変大きい柱が幾つかありますけれども、その中で、本当に大きな見出しで、コンビニで15年度から取り扱うというところについて、私ども、その記述を見ましたので、やはり私どもも国保特別会計を持っておりますので、特別会計は採算という一つの経営の部分がありますので、今、前田委員のお話のありました、そういったコストの部分を当然基本に置かなければなりません。

その中で、収納率をどう高めていくか、ペナルティーの問題も毎年ご指摘も受けておりますので、職員が一丸となりまして、その議論の努力、そして経費の節減ということを、国保、そして、そういった市全体の財政上の問題にもかかわってまいりますので、今言ったようなことを念頭に置きまして、今、検討を急ぐ部分もありますので、そういうことを精力的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

前田委員

終わります。

委員長

自民党を終えまして、市民クラブに移します。

斉藤（裕）委員

小樽市国民健康保険協力会について

協力会について簡単に質問します。

さきほどそれぞれの皆さんの質疑の中で感じたことなのですけれども、確かに、理事者の答弁の中では、信頼関係、又は委託の契約行為はない、そのとおりだと思うのです。

しかし、ここで注目しなければならないのは、今回、保険料を納入していながら、未納になっている協力会員の側から考えるべきだと思うのです。

つまり、私は、このことを知識として持っておりませんでしたから偉そうなことは言えませんが、一つには、長年の経緯があること、実績というか、徴収した事実があること。

もう一つは、昭和31年というのは、恐らく支出の根拠をつくるために、こういう規則をつくったのだらうと思えますけれども、それが脈々と続いていたこと。一時期とはいえ、証明書の発行をしたこと。これは協力会員、つまり納入する側からしてみると極めて表見代理です。

つまり表見代理人として、この徴収員がみなされてもしょうがないと思うのです。それは、保険者たる小樽市が長年放置してきたのであるから、それは契約上の責任がないと言う一点張りでは通らないと思うのですけれども、いかがですか。

（市民）保険年金課長

ただいまの斉藤（裕）委員の質問は、そのとおりだと思います。

市の側に全く関係ないとか責任がないとかということは考えておりません。

ただ、これらの一括で立て替えて払うとかということは、今ちょっといろいろな問題もございますので、それについてはできないということもございますけれども、被害を受けた加入者が行政上の問題でいろいろと不利益にならないような配慮をしていくということの一つ今考えてございます。

それから、今後につきまして、一時立替えとかが市でできないということを前提としまして、加害者が、今後

おきまして分割でありますけれども、穴埋めをしていくということでございますので、そちらの方がきちっと進むように、監視という言葉は使えないかもわかりませんが、注意をしていきたいというふうに思っております。その2点で考えてございます。

斉藤（裕）委員

それは、議論ということではなくて、起きてしまったことをどうやって解決するかということは今考えなければならぬ。一番大切なことというのは、これ以上会員の不利益が進まないこと、そして、今回、新たな責任は生じていると思うのです。

というのは、納入計画、返済計画というのですか、それを皆さんの手元で精査しというか、聞き取り調査をして、そして、その計画をよしとしたわけです。月額だとか、その方の給与であるとか、又は家族一丸となってという言葉がありましたけれども、じゃ、その連帯債務の部分だとか、そういうことは、いろいろなプライバシーのこともあるでしょうから、私は今あえてここで聞きませんが、少なくとも皆さん、そういうことで1年だったら1年、2年なら2年の間で、一定の期間の中で返済されるのであろうと踏んだわけですから、これが履行されなく、そして、なおかつ放置されるような事態ということになると、そのときは、再建計画というか、返済計画を承認した側としての責任が私はあると思うのです。

そのときには、支出の根拠があるとかないという話とはまた別の話になってきますから、その辺は留意していただきたいと思います。これは、指摘だけしておきます。

資源化リサイクル施設の設置について

次に、質問を変えますけれども、環境部に尋ねます。

参考資料の中に、資源化リサイクル施設、この方に、これはリサイクルプラザと言われたやつですが、リサイクルプラザのことなのですか。そうですね。5町村の資源化リサイクル施設については、今後の方針や施設整備の時期について検討することということなのです。

これを素直に読み取って、あの敷地に5町村のリサプラができる可能性がある、できるかもしれない、こう書かれているように読み取れるのですけれども、そういう読み方でいいかどうか。

そのときに、今回設置するリサプラは、小樽市単独ですよ。小樽市単独で設置した同一敷地内に5町村のものが後ほど追加というか、もう一丁というか、そういう形で果たして制度的に入るのかと、素直に疑問になるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

環境部次長

ただいまのご指摘につきましてお答えいたしますけれども、広域計画の基本的な考え方につきましては、5町村の資源化施設につきましては、別に建設をする。といいますのは、現在の桃内地域の資源化リサイクル施設につきましては、あくまでも5町村の中のいろいろな話合いの中で、あくまでも小樽市が使用する施設である。

したがって、今ここに建設されている新たな5町村がつくる施設というのは、新たに、今現在としては別な場所ということをお前提に考えてございます。

斉藤（裕）委員

そうしたら、これは小樽市としては気にすることはない。5町村の人がどこかに新たに考えてつくればいいという話ですね。そうしたら、これは小樽市は関係ないですね。そういう理解でいいですね。

環境部長

まあ、平たく言えば全くそのとおりです。

以前から、さっき、次長も説明していましたように、桃内のところは小樽のごみのごみ収集という話をしていて、5町村については、また別個に、5町村がもし必要とするのであれば5町村の負担の中で場所を探して建て替える。

ただし、事務については、これは広域連合事務になるので、そういう意味で、今回の広域計画の中に載せている、

こういうことです。

ですから、さきほど斉藤（裕）委員がおっしゃったように、小樽市からすれば全く関係ないといいますが、そういう状況にはなっています。

斉藤（裕）委員

私は、関係ないと言うのだったら、ああ、そうですかと、それで終わりなのですから、少し心配されることというのは、リサイクルというのは、流通を将来させなければ、社会循環させなければリサイクルは進まないわけです。

そうすると、一時、廃プラであるとか、いろいろな事業として、スラグもそうですけれども、事業として成立する、社会的な流通性が高まるのでないかということで、いろいろな取組がなされてきた。

しかし、特に東南アジアなんかの輸出やなんかは、リサイクル資材として輸出やなんか非常に不安定な状態になって、少量を集めているぐらいでは事業にならなくなってきているわけですよ。

そうすると、例えば、電池だったら全国から北海道に持ってくるだとか、ちょっと産廃の話も混じりますけれども、パチンコ台であれば九州に全部持って行ってしまおうとか、そういうような差別化がこれから起こってくるのだらうと私は予測するわけですから、リサイクルと言っても。

それでは、そのときに小樽市に単独のリサイクル施設があって、そして、5町村が別に同じようなものをつくるということは、恐らく現実的にはかなり厳しいものがあるだろう、しかし、リサイクルは推進しなければならない。小樽市さん、あなたのところに入れてくれませんか、こういう話になってくるのであれば、なしくずしというか、世の中は変わったと言いつつ、なしくずしになってくるのでないかと、こういうようなことを心配して質問をいたしました。そういうことはないですね。

環境部長

これは、以前から厚生常任委員会なり、それから、もちろん広域連合の中でもいろいろとお話ししていますけれども、6市町村の関係の中では、そういう話は、まあ古紙のことはちょっと出たことは確かにあります。5町村のリサイクルのやつは、小樽市をつくる場所に持っていけということはどうなのだろうという話は、確かに出たことがありますけれども、そのときには、小樽市といいますが、広域連合の中では、それは従前から小樽市のみ処理をしますよということのお話で、それは納得していただいていますので、さきほど、これはどこまでが将来かというのは、ちょっと私も答えられませんが、将来の将来の段階では、状態が変わってどういうふうになっているかわかりませんが、現時点といいますが、今の段階では、とにかく、そういう小樽市の中に5町村の資源化リサイクルを利用するという話にはなっていない、今後もならない、そういうふうなことです。

斉藤（裕）委員

質問を少し変えますけれども、さきほど焼却施設の稼働率の問題、これはどこで施設能力を設定するかによって稼働率により変わったり、又は足りなくなったり、いろいろあるわけです。

そこで、ちょっと基本的なことをお尋ねしますけれども、どういう計算方法で稼働率を出しますか。

環境部長

一般的に、まず予算、国からの補助のために、稼働率は、例えば、280日に稼働調整率というものを0.96掛けて出しているのですけれども、稼働率は、そういうことで出しているのです。

これは予算上の中で、要するに補助運用の中での予算ということになりますから、実際には、ごみの量等々によって、まず、各広域連合の中で、そういう実際に稼働する日数等々の調整は図っていくものですから、稼働率というのは、そういう形からいけば全体のごみの量を実際に何日で焼却しているのか、こういうことによって稼働率が出てくるのだらう、そういうふうに思います。

斉藤（裕）委員

ちょっと余りよくわかりません。

それは年間稼働日数から計算していくということですか。まず年間稼働日数を設定していて、それに係数を掛けて、そして純然たる日数を出して、それに処理量を掛ける、こういう話ですか。

環境部次長

これは、さきほど部長が言いましたように、一つのルールの中であれするものとなっております、年間稼働日数としては280、それから、係数は0.96というような数字になっておりますけれども、ちょっと0.96につきましては、私どもじゅうぶんにその内容を把握しておりませんので、後ほどご説明していきたいと思っております。

斉藤（裕）委員

お互いにわからない者同士で。

実際には、280日稼働というのを準用できるのであれば稼働率って上がるわけですよね、つまり短縮できるのであれば。

だから、止まっている炉がありますよね。休止炉というのかな。それは焼却能力からいったら、この一定量を燃やさなければ炉内温度が上がらなくてだめだよと。だから短い期間でがたがた燃やしてしまつてとめてしまうという話でしょう。

だから、そういうことを聞いたかっただけけれども、それじゃ、お互いに勉強するというので、わかりました。

次に、平成21年に1日当たり33.4トン、リサイクルするということになっておりますけれども、供用開始時はどのようなのですか。供用開始時はどのぐらいのもので、最大処理量というくらいだから上がっていくということなのですか。

環境部次長

これにつきましては、平成21年がピーク時になって、今の数字になっておりますので、その量、その処理能力の規模で施設の整備を進めてまいりたいという計画でございます。

斉藤（裕）委員

そうすると、読み替えれば、平成21年度にリサイクルの上限までいくということですね。それ以上は、もうリサイクルは伸びないだろう、こういう前提の下で決められているということですか。

環境部長

リサイクルは、最近、生活系ですと目標が50%のリサイクル率と、こういう設定をしまして、それで、たしか基本計画のときは供用開始の19年に一気に50%というお話でしたのですけれども、一気に50%はなかなか厳しいだろうということで、19年に40%、20年に45%、21年に50%、こういうことをして50%をピークにする、こういうことで、21年以降については50%の資源化率を維持していく、こういう計画になっております。

斉藤（裕）委員

それは、今まで示されてきたリサイクル率のそれぞれの数値の積重ねということで考えていいのですね。わかりました。

最後ですけれども、施設の管理及び運営について、補修内容とか平準化、要するに安くするということですね。でこぼこがないようにするとかということ。民間活力を導入する方法を検討すると。具体的に何を指していますか。

環境部長

要するに、施設管理をするときに、いろんな手法として、例えば、委託にするとか、実際には、建設等、何かの企業を使ってそこでやってもらうとか、企業をつくってやってもらうとか、いろいろな方法があると思うのです。

ですから、広域連合の方で考えていることは、一つには、例のPFIのことを一つ考えてみましたということで、ただし、PFIは検討していても、実際には時期的な問題、地元の問題、いろいろあってなかなか厳しい、こうい

うお話をしていました。

P F I としても管理運営も全部進めていくことになるのですけれども、その P F I もなかなか難しいということでもありますので、ただし、管理運営としても直営ですという形にはなかなかならないだろうということで、管理運営について民間の力を借りるというのですか、民間のノウハウを借りて管理運営をしていただく、こういうことで今考えていると聞いております。

斉藤（裕）委員

民間活力の導入というのは、P F I を指しているとは夢にも思わなかったのです。実を言うと、夢にも思わなかったのです、管理及び運営ですからね。施設の設置というところで民間活力を導入した P F I だと思いますけれども、管理及び運営のところ P F I だとは夢にも思いませんでした。外部委託を先にやるのかなと思っていたのです。

私は今までの議論の中で、イニシャルコストとランニングコストがありますけれども、イニシャルコストなどというのは、ある程度の平場の闘いにすればコストは下がっていくと思うのです。また、それは、ある程度の方についてついてしまうと思うのです。

ただ、問題は、部長も、もう嫌なほど私と議論したように、ランニングコストの問題なのです。そして、財政のお金の足りない見積りの積算の中でも、何とか計画で 150 億足りないというやつです。あれの中にも、一番の認識の違いというのはランニングコストなんです。

これは、一度進めてしまうと、本当、炉が止まるまでいいなりにならなきゃならないという危険性があるのです。しかも民間、恐らくどこかのメーカーが決まって、その技術改善なんかしていませんから、特に、コンピュータ制御とかそんなところだと独自のノウハウですと言っていますから、かえってなかなかやらないわけです。外には出さないわけです。そうすると、言いなりの状況になってくる、こういうことを避けたいと思うわけです。

しかし、ウの目タカの目ばかりで上手向けで渡してもだめなわけです。交渉の時期を間違えればかえって高くつく。この辺が非常に難しいから注意を払ってもらいたい、こう思っているわけです。

ですから、この部分が、管理及び運営というのは非常に注意を払わなければならないけれども、今の答弁であれば、民間活力の導入イコール P F I であれば、外部委託しますと。直営で市職員の身分で技術者を集めてくるよりも、どこかに外部委託しますと、この方法しかここでは読み取れない。いかがですか。

環境部長

ただ、民間が P F I 方式で管理をするということではなくて、そういう方法も一つあるわけですから、ただ、もう一つの方法としては、さきほど言いましたように、委託という方法もあるわけですから、委託は当然、民間の力を借りることですから、そういう意味では、まだ決まっているわけではありません。

ただ、斉藤（裕）委員がおっしゃっているとおり、我々としても、当然、ランニングコストがどういうふうになるのか、これは非常に気になるところでございますので、それらも含めて、何をどうすれば一番いいのか、それはじゅうぶん検討していきたいと思っています。

斉藤（裕）委員

終わります。

委員長

それでは、市民クラブを終えて、公明党です。

佐藤（幸）委員

国民健康保険の徴収に関する件について

市民部の方ですね。一つは、公金かどうかという話、ここの議論を少ししたいと思います。

そこが、どうも感覚が違うんだわね。そこがちゃんとしていると、今回の問題は、一般会計から埋めるなり何かしてやっていくことはできるでしょう。

私は、これから1年間で納めると言っていますけれども、1か月15万でしょう。さっきも話があったけれども、使い込みまでした人が、1か月15万、本当に納められるのという話で、これは、滞ったときはどうするのですか。

(市民) 保険年金課長

公金が公金でないかの議論につきましては、さきほど部長のお話にもありましたけれども、庁内の中では、法的な部分では公金ではない、ただ、市民感情的に見ますと、預け渡したときにもう公金といって、国民健康保険料ということで渡した、それもじゅうぶんわかります。

ただ、公金であるということ、佐藤(幸)委員のご主張は、公金であるということ、いわゆる市が弁済する、補てんをするというところに結びつけての公金かどうかでまずは議論しようということだと思っておりますけれども、その場合には、いわゆる市が立替え弁済をするということに、さきほどの住民監査請求、一方では、簡単にはいかないという部分がありまして、よしとして弁済をしたことが、逆にまた市が、また別な方向で問われるということは、市としても責任のとりようがないということで、公金かどうかの議論は別として、市の補てんということは、難しいということで考えているところでございます。

佐藤(幸)委員

今、法的に言えば公金か公金でないかという話は別として、公金に準ずるということは、これは間違いありません。公金に準ずる、今までの実績からいって。

要は、住民監査請求が怖いからできませんという話ではないと思います。

それじゃ、この納めた人方の2か月間というのは、ずっと、どうなのですか、穴が開いているのですか。ずっと納めないということにいくわけでしょう。そんなことができるのですか。いわゆる今年いっぱい来年末までかけて、その人がお金を全部納めたときに、それじゃ、埋めますよという話になるんですか。

市民部長

まず、協力は昭和31年から、さきほど説明をさせていただきましたけれども、時間を重ねること48年くらい古くからできているところについて、約半世紀にわたって国保の運営に協力をさせていただいているという一つの実績、今、その長い歴史と実績というのがございます。

そういったことに対して、たまたま71の中で一協力がそういった事件を起こすことによって、ほとんどの協力会については、今言ったような本当に大変立派な協力会で、そして、国保の適正な運営に本当に長年ずっと協力をしているという部分、その部分については、私も全く同じです。その認識の受止め方でございます。

その中で、協力会と市の関係を再三言っていますように、それをずっと詰めていきますと、本当に再三言っていますように、そういう任意の自発、自主的な団体ということの中で、会員が協力会をつくって国保料を納めている関係と、市がそれをどう、中にチェック体制の話もございましたけれども、できるかということが非常に難しいといえますか、限界があるなど。

さきほども言いましたけれども、極端な言い方になります、信頼関係で成り立っているという部分もあるものですから、それについては、私どもとして、今の体制では、やっぱり限界があるなど。こういう中で今率直に考えておりまして、公金あるいは公金に準ずるというご指摘もありましたけれども、そういった市民なりに、そういった社会的な感覚のお話も出ましたけれども、私自身も佐藤(幸)委員とそう感覚は違っていないと思いますので、そういうことは、市民は、きっとそういうふうにするだろうなということもきちっと含めまして、その辺の改善が必要であるという形の中で、今、その取組を鋭意進めておるところでございます。

佐藤(幸)委員

聞いたことに答えていないのですが、その方たちいるでしょう。今回、いわゆるお金を納めて入ってなかった方

々、この方々は、これからどのようなになるんですか、これから。お金を納めなさいと言ってないでしょう、その分を。これからも納めますとは言っていないでしょう、向こうで。だから、その2か月分のお金というのはどうなるのですかと、そうすると。

(市民) 保険年金課長

ずっと穴の開いたままであるかというご質問かと思います。今言った、例えば被害者は一度払っているのに、市が、それをまた、もう一度払いなさいということにはならないであろうと。実際のところ、道義的にできないだろうということで、うちの方では、それを求めていかないように考えております。

それじゃ、そのものはどうなるかと申しますと、それは、このままでいきますと、翌年度に繰り越して納めまして、2年間で時効で、いわゆる今回の債権は消えるということになります。

その分につきましては、滞納繰越分に、加害者が、分納でありますけれども、埋めていって、最終的には完納になるということで考えております。

佐藤(幸)委員

時効でなくなるという話と、それからもう一つ、さっきから言っているのは、払いますと言って、ちゃんと弁償しますという方が、弁償する可能性がないから、弁償しなかったら、例えば、2年間で時効になるけれども、納めた本人一人一人は2か月分払わなかったという形で時効になるわけでしょう。傷つけたまま時効になるということでしょう。払えばいいの、払えば納まることになるし。そこのところはどうかという話です。

市民部長

未納になった方々の取扱いなのですが、今、課長がお答えしましたように、一応、一括納入できませんので分納という形で、今、返済計画では12か月ぐらいで、一応15万ずつという形の誓約になっております。

ですから、2年の時効といいますか、その中では、きちっと入るように、今、焦げつかないように、その辺のところをきっちり、今やって努力をしているのですが、仮に、仮の話ではちょっとあれですけれども、そういうことのないように、その辺のところは、また、節目節目でその辺のところの報告もさせていただきたいと思いません。

佐藤(幸)委員

それは、すぐ忘れるからね、議員、覚えていないのだから。今回、いなくなる人もいるし。

最悪、その方から集金できなくなったときには、2年たって、いわゆる時効になるとときには全納扱いをしてくれるのですか。

(市民) 保険年金課長

個人個人の保険料が全納扱いになるかといいますと、穴が開いたままということになってしまっております。

ただ、穴が開くことによって、部長からも冒頭お話をさせていただきましたけれども、行政的な不利益につきましては、生じないように配慮して取扱いをしていきたいということで考えているということでございます。

佐藤(幸)委員

それは必ず集金しなければならないものじゃないですか。例えば、3年たっても5年たっても納まっていなかったら。そのときに未収ですよと、納めていませんよって請求出すのですか、出さないのですかという話。

市民部長

現に納めているのに未納という形になっています。これが一つあります。

それで、さきほど言いましたように、未納ではあるけれども、私どもは納めていると。臨戸訪問をしましたですね。その中で、きちっと、そういう書類とかそういうものも、仮領収書等もありまして、その辺のことは納めているということの実証が、それは確認いたしました。

それで、未納の場合、実際は未納なのですが、さきほど言いましたように、そういった確定申告の問題と

か、未納ですから催告等、督促等をやるのですけれども、それは、今言ったような形で実証できますので、それはしません。

さらに、短期証、資格証の関係の判定も当然あるのですけれども、それについても、今言ったようなことから、そういった実質的な不利益にならないように、それは市として、そういう考え方を持って、この事案については進めていこうということで考えております。

佐藤（幸）委員

事務的なことで大変申しわけないのですが、例えば、10月、11月、開いているわけでしょう。12月に納めた分が10月分とかという形で納まってくるんじゃないんですか。1月にやった分は11月分とかと、ずれて納まってくるんじゃないですか。

（市民）保険年金課長

これは何月分ということでお客様が納めた分を、これは今回の資格証、短期証の取扱いの例なのですけれども、お客様が何月分ということで納めた分を前の方に埋めるということでは、そういうことを必ずしも国が言っていることではないよという経過もございまして、今の場合もお客様が何月分ということで、取りに行っておりますので、12月分とわかりましたら12月分を納める、そういう、いわゆる会員ご本人の意思が尊重されるといいますが、つまり、10、11月は穴が開いていると考えます。

佐藤（幸）委員

ちょっとわからないな。穴が開いて入ってない。毎月納めるのだから。だから、その辺の事務手続が、市民部長が代わって、課長が代わったら、違う人が、これはどうなっているのだということもありえないことではないので、よくあることだから、この辺の申送りはちゃんとするのだろうね。

市民部長

この関係ですが、実は、本人の申入れがあって、その中で事実の調査を臨戸訪問という形で、これは私どもの職員がやって、一つ一つ穴が開いているのを、それを12月分を11月とか10月とかということではなくて、そこに納めた、10月と11月と12月分の一部という、さきほどご報告をさせていただきましたけれども、全体の95世帯、そういった中で、Aさんの場合は10月分あるいはBさんの場合は10月と11月分で幾ら幾らです、Cさんの場合は、10月、11月、12月もということ、それぞれお一人ずつのそういったものが、きちっとうちの調停の部分と実際の領収書、仮領収書、その部分ときちっと書類関係でそのようなことがありますので、中身として、こっちへ持ってくるとかあっち持っていくとか、そういった調査でもございませぬし、実態として、今言ったような、そういった具体の例で、きちっと、それぞれお名前と金額と何月分ということで、納まっている部分はこうだよと、それが未納になっているのがこうだよと、こういう形の調査をしてございますので、そういった懸念をされるようなことはございませぬ。

佐藤（幸）委員

この部分は余り納得できませんけれども、もう一つの部分ですが、いわゆる協力をどうするかという問題です。これは町会と何回か話し合って、あるいは協力をと話し合って、どういう形の意見が出ていたのですか。

（市民）保険年金課長

先般の臨時総会又はその前の役員会の中でも、いわゆる今まで一生懸命にやって頑張って、市に対してももちろんです。それから、お客様が、とにかく待っていただいている、コミュニケーションといいますが、月に一度来ていただいて、その中で世間話をしながらの中で、私たちの役目は単にお金を集めるだけではないということも確かにございました。それから、時代の要請みたいなもので協力をとして口振に移すべきだという話も出ていました。そういうようなことでございます。

佐藤（幸）委員

そうしたら、協力会に関しても、町内会は違いますけれども、やっぱり残してもらいたいという気はかなりあるのですよね。私も、この協力会がなくなったら収納率はかなり落ちるだろうなと思っております。

だから、この協力会をどういう形にするか、いわゆる、もし残すとしたら、また、こんなことを繰り返していつて、公金ではありませんみたいな議論はするべきではないのだから、もしやるとしたら協力会を公金扱いできるような機関にするべきではないか。位置づけをきちっとして協力会に協力してもらった方がいい。

さっき、いみじくも中島委員も言いましたけれども、協力会の、地域の人から集金に来られるのは嫌なんですよ、我々も。嫌だから払うのです。知合いだから。地域の人が集金に来るから、知合いだから払う。知合いの人でないと払わないかもしれない。そこに協力会の強力なところがある。だから、協力会と言うのだわ。

だから、協力会は、私は、むしろ残してもらいたい。だけれども、公金だという位置づけをすべきだ、そう思います。すが、いかがですか。

市民部長

今、協力会の会長のお話もありまして、確かに、いろいろな意見がございました。

そういった中で、さきほど言いましたように、2,200名余の意向調査、これをさせていただきたいと思っております。

その中で、どういう形が出るのか、公金の位置づけというお話もありましたけれども、まず、今の市と協力会との関係については、これは改善しなければならないと思っております。

そして、プライバシーの問題もありましたし、独居老人等もいらっしゃいまして、やはり集金に来てほしいという希望もあります。

さきほど言いましたけれども、赤岩の協力会ですが、うちの職員がすべての世帯を回りましたけれども、さきほど言いましたように、95のうち63が口座振替をするという一つのところが、そういった意向調査の結果も、そのようなことになってくるのかなとは思いますが、少数意見といいますが、そういった引き続き集金に来てほしいという方もいらっしゃいますので、それについては改善するならば、佐藤（幸）委員が言うように、公金として扱える、そういったきちとした責任体制の中で、代替案を確立していきたいなと、このように思っております。

佐藤（幸）委員

終わります。

委員長

それでは、公明党が終わって、民主党・市民連合に移します。

佐藤（次）委員

はい、ありません。

委員長

それでは、以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。